

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	中国財務局長
【提出日】	平成28年9月9日
【会社名】	株式会社ポプラ
【英訳名】	POPLAR Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 目黒 真司
【本店の所在の場所】	広島市安佐北区安佐町大字久地665番地の1
【電話番号】	(082)837-3500(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役副社長 中間 昭登
【最寄りの連絡場所】	広島市安佐北区安佐町大字久地665番地の1
【電話番号】	(082)837-3510
【事務連絡者氏名】	取締役副社長 中間 昭登
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社は、平成28年9月6日開催の取締役会において、当社を分割会社、株式会社ローソン（以下、「ローソン」といいます。）の子会社である株式会社ローソン山陰（以下、「ローソン山陰」といいます。）を承継会社とする会社分割（以下、「本会社分割」といいます。）を承認することを決議いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第7号の規定に基づき、臨時報告書を提出するものであります。

なお、本会社分割は私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律等に基づく必要な手続き及び対応を完了させることを条件としております。

2【報告内容】

1．当該吸収分割の相手会社についての事項

(1) 商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	株式会社ローソン山陰
本店の所在地	鳥取県米子市加茂町2丁目141番地
代表者の氏名	代表取締役 柴折 直人
資本金の額	10百万円
純資産の額	10百万円
総資産の額	10百万円
事業の内容	コンビニエンスストア事業

(2) 最近3年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び当期純利益

ローソン山陰は平成28年9月1日に設立された会社であり、本臨時報告書提出日までに終了した事業年度はありません。

(3) 大株主の氏名又は名称及び発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合

株式会社ローソン	100.0%
----------	--------

(4) 提出会社との間の資本関係、人的関係及び取引関係

資本関係	該当事項はありません。
人的関係	該当事項はありません。
取引関係	該当事項はありません。

2．当該吸収分割の目的

当社は2016年8月4日付でローソンと山陰地区におけるローソンチェーンのコンビニエンスストアを共同して運営すること等に関する山陰地区事業に係る共同運営契約（以下、「本共同運営契約」といいます。）を締結しました。

山陰地域では少子高齢化が加速しており、鳥取県や島根県では2020年までに人口減少が5%程度進むと予想されています。購買力の流出にともない、地元小売業においては個社個別の物流・配送網の非効率性が増大し、店舗撤退が顕著になってきています。このため、山陰地域の地域生活インフラとしてコンビニエンスストアに対する社会的要請が高まっています。

このような背景のもと、当社とローソンは、両社の共同出資によるローソン山陰を設立し、2016年11月より、現在、山陰エリアでポプラ店舗を運営している加盟店及び直営店のうち、「ローソン・ポプラ」へのブランド移行を実施する54店舗と、ローソン鳥取支店・島根支店が運営するローソン235店舗の合計289店舗を併せて運営するエリアフランチャイズ事業を開始いたします。両社が持つ店舗インフラ・配送インフラの段階的な共通化を促進し、さらにスケールの効いた効率性の高い店舗運営体制を整えます。

「ローソン・ポプラ」ダブルブランド店舗では、ローソンFCパッケージを活用し、ポプラの強みである”ポプ弁”も販売を継続いたします。既に2015年11月に先行実験店2店舗をオープンし9カ月間にわたる運営の結果、女性・シニアの集客に強いローソンと男性の集客に強い当社の集客力により高いシナジー効果を創出しております。

この度、本共同運営契約において合意された方針に基づき、ポプラはローソン・ポプラへのブランド移行を実施する54店舗（別途、当社の100%子会社である株式会社ポプラ・プロジェクトからローソン山陰に会社分割により承継させる先行実験店2店舗を含む。）のコンビニエンスストア事業に帰属する資産及び権利の一部を会社分割に

よりローソン山陰に承継させ、その対価としてローソン山陰の普通株式を30.00%取得し、両社が共同で運営を実施すること等を決定いたしました。

3. 当該吸収分割の方法、吸収分割に係る割当の内容、その他の吸収分割契約の内容

(1) 吸収分割の方法

当社を分割会社とし、ローソン山陰を承継会社とする吸収分割です。

(2) 吸収分割に係る割当の内容

承継会社であるローソン山陰は、分割会社である当社に対してローソン山陰の普通株式4,183株(本公司分割後の発行済株式総数に対する所有株式数の割合29.28%)を交付する予定です。

(3) その他吸収分割契約の内容

(イ) 分割の日程

本公司分割に係る取締役会決議日(当社)	平成28年9月6日
本公司分割に係る取締役会決議日(ローソン山陰)	平成28年9月14日(予定)
本公司分割に係る吸収分割契約の締結日	平成28年9月15日(予定)
本公司分割の分割期日(効力発生日)	平成28年11月1日(予定)

(注) 本公司分割は、当社においては会社法784条第2項に定める簡易分割であり、株主総会の承認を得ず
に実施する予定です。

(ロ) 分割により増減する資本金

該当事項はありません。

(ハ) 分割に伴う新株予約権及び新株予約権付社債に関する扱い

該当事項はありません。

(ニ) 承継会社が承継する権利義務

ローソン山陰は、当社が現在「ポプラ」ブランドで営業している山陰地区の店舗のうち、ローソン・ポプラへのブランド移行を実施する店舗に係るコンビニエンスストア事業に帰属する資産及び権利の一部を承継します。

4. 吸収分割に係る割当の内容の算定根拠

当社は、ローソンとの間で事業計画及び事業価値に関する協議を行い、本公司分割において当社が交付を受けるローソン山陰の株式数の公平性・妥当性を確保する一環として、外部評価会社であるフロンティア・マネジメント株式会社に分割対価の金額の合理性及び事業価値の検証を依頼いたしました。当社は当該検証も参考に、ローソン山陰へ承継させる事業のキャッシュフロー、承継資産及び負債等に基づき、ローソンと慎重に協議を重ねた結果、最終的に割当内容が妥当であるとの合意に至りました。

5. 当該吸収分割の後の吸収分割承継会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	株式会社ローソン山陰
本店の所在地	鳥取県米子市加茂町2丁目141番地
代表者の氏名	代表取締役 柴折 直人
資本金の額	10百万円
純資産の額	現時点では確定していません。
総資産の額	現時点では確定していません。
事業の内容	コンビニエンスストア事業

以上